

吹田市在宅医療廃棄物の収集について Q&A

- 【Q. 在宅医療廃棄物収集の利用申し込みをしたいのですが、どうしたらいいですか？】
- A. 在宅医療廃棄物収集利用申込書に必要事項を記入し、事業課まで提出してください。
(FAX・郵送可)
FAXにて申込みいただいた場合は、訪問調査時に原本を提出してもらいます。
- 【Q. 利用申込書はどこに置いていますか？】
- A. 事業課、本庁の環境政策室、吹田市のホームページからもダウンロードできます。
- 【Q. サービス利用にあたり、必要な条件等がありますか？】
- A. 吹田市内で在宅医療を受けている方で、家庭から排出される在宅医療廃棄物の処分にお困りの方を対象としています。
- 【Q. 在宅医療に関係する全てのごみが収集対象となりますか？】
- A. 注射針は、収集対象となりません。その他のごみは、訪問調査時に担当職員が確認します。
- 【Q. 市の通常の収集日に合わせてごみを出すのですか？】
- A. 市の通常収集とは別の収集になります。個別収集となりますが、詳しくは訪問調査時に決定します。
- 【Q. ごみの出し方で注意することはありますか？】
- A. 感染防止のため二重袋にし、収集職員に直接手渡してください。
血液付着物については別の袋に入れ、他の在宅医療廃棄物と一緒に二重袋で排出してください。
- 【Q. 申し込みから利用開始まで、どれくらい期間がかかりますか？】
- A. 申し込みから、およそ2～3週間で利用できます。
- 【Q. パンフレット等がありますか？】
- A. 事業課、本庁の環境政策室で配布しています。また吹田市のホームページにも掲載しています。